

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対する意見公募手続の結果について

令和 7 年 1 1 月 1 4 日  
 経 済 産 業 省  
 貿 易 経 済 安 全 保 障 局  
 貿 易 管 理 部  
 貿 易 管 理 課  
 資 源 エ ネ ル ギ 一 庁  
 資 源 ・ 燃 料 部  
 燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案」について、令和 7 年 8 月 1 9 日から同年 9 月 1 8 日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第 4 3 条第 2 項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>ロンドン議定書には他にも輸出をしてはならない物質があるでしょうから、次のとおりとする意見を提出する。</p> <p>1. 外為法で規制するのではなく、ロンドン議定書の国内担保法である海洋汚染防止法において規制すべきである。これまでも海上投棄を規制してきたものと思料。</p> <p>2. 若しくは、バーゼル法と同様に、国内担保法に「外為法の規定により、輸出の承認を受ける義務を課す」と規定した上で、議定書に定める物質を含め輸出令の承認貨物とする。</p> <p>3. 若しくは、議定書に定める物質の全てを輸出令の承認に係らしめること。承認するものは承認する。</p> <p>4. 又は、輸出令はそもそも輸出する貨物を承認制とするものであることから「輸出される」は蛇足であるから削除し「・・・処分のための同附属書・・・」とすべきである。</p> <p>5. 輸出にあたって環境大臣の許可が必要であろうから、輸出令第 2 条第 3 項に当該改正の「3 5 の 5 の項」を追加すべきである。</p>	<p>1. 及び 3. について、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 3 8 号。以下「CCS 事業法」という。）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号）における特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る規定は削除され、ロンドン議定書における二酸化炭素を含んだガスの海底下の地層への処分については、CCS 事業法において国内措置を講ずることとなります。一方で、ロンドン議定書の 2 0 0 9 年改正の受諾が国会承認されたことに伴う二酸化炭素を含んだガスの輸出に係る国内措置については、外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号。以下「外為法」という。）で、条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要な範囲内で、政令において承認を受ける義務を課すことができることから、外為法の政令である輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号。以下「輸出令」という。）により規制することとします。</p> <p>2.、4. 及び 5. について、輸出令別表第二に規定する他の貨物の規定ぶりや他法令の用例等を踏まえて作成しており、原案のとおりといたします。</p>

<p>2</p>	<p>私は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対して賛成です。</p> <p>なぜなら、炭素の貯蓄・貯蓄することによってその分野の企業が多くなることが予想されるからです。</p> <p>私は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令案に対して賛成です。</p> <p>なぜなら、企業が増えて地域が活性化すると思うからです。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルに向け、鉄鋼や化学等の産業において脱炭素化を実現するためにはCCSの導入が不可欠です。ご指摘の通り、CCSの実施により、CCSに関連する産業において雇用の維持・発展に寄与することが期待されます。</p>
----------	--	---

※ なお本件意見募集とは直接関係のない御意見(1件)に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。